

## 10 事故品等の処理取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）において行う奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。）第54条第2項及び第3項に該当する物品の確認並びに奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和52年4月奈良県規則第2号。以下「規則」という。）第86条第1項に掲げる事由に該当する物品等の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

### 1 受託物品の確認

#### (1) 市場内での卸売物品

ア 受託物品に対する検査員の確認は、卸売場において行うことを原則とする。

イ 検査員は、アの確認を行うに当たって必要があるときは、奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）が適当と認める者の意見を聴くことができる。

#### (2) 市場外での卸売物品（電子商取引に係るものを含む。）

ア 受託物品の検査員の確認は、卸売業者の立会の下、卸売場において行うものとする。ただし、それが不可能な場合は、写真をもって確認する。

イ 検査員は、アの確認を行うに当たって必要があるときは、場長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

### 2 卸売物品の処理

#### (1) 市場内での卸売物品

ア 卸売業者は、卸売物品異状確認申請（規則別記第62号様式）を次のとおり行うものとする。

(ア) 青果部に係るものにあつては、販売当日の午前12時までに卸売した物品については当日の午後4時までに、午前12時以降に卸売した物品については翌日の午前10時までにを行うものとする。

(イ) 水産物部に係るものにあつては、販売当日の午前8時（太物にあつては、午前7時）までにを行うものとする。ただし、その期限内に事故の発見ができない特別の事情がある場合は、当該販売日の正午までにを行うものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、市場外に搬出された物品については、特別の事情がある場合を除き、卸売物品異状確認ができないものとみなし、当該確認申請を受け付けないものとする。

イ 卸売物品の検査は、県現場事務所において行うことを原則とする。

ウ 検査員は、卸売物品の検査を行うに当たって必要があるときは、場長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

エ 卸売業者は、規則第86条第4項の規定に基づき交付された卸売物品異状確認証明書（規則別記第63号様式）を委託者に送付する売買仕切書に添付しなければならない。

#### (2) 市場外での卸売物品（電子商取引に係るものを含む。）

ア 卸売業者は、卸売物品異状確認申請（規則別記第 62 号様式）を、販売当日の午前 12 時までに卸売した物品については当日の午後 4 時までに、午前 12 時以降に卸売した物品については翌日の午前 10 時までに行うものとする。

イ 卸売物品の検査は、県現場事務所において行うことを原則とする。ただし、それが不可能な場合は、写真をもって確認する。

ウ 検査員は、卸売物品の検査を行うに当たって必要があるときは、場長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

エ 卸売業者は、卸売物品異状確認証明書（規則別記第 63 号様式）を委託者に送付する売買仕切書に添付しなければならない。

### 3 保管物品（卸売業者が、物品受領後販売終了までの間保管する受託物品をいう。以下同じ。）の処理

(1) 自らの責に帰すべき事由により保管物品に事故を生じさせた卸売業者は、保管物品異状届出書（別添様式 1）を場長に提出しなければならない。

(2) 保管物品を紛失した卸売業者は、保管物品紛失届出書（別添様式 2）を場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、昭和 60 年 9 月 24 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 保管物品異状届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者  
名 称  
代表者氏名 印

会社の保管中において受託物品に事故が生じたため、事故品等の処理取扱要領に基づき、下記の事項について会社の責として処理したいので届け出ます。

#### 記

販 売 日	品 名	出 荷 者 名	販売原票番号
月 日			
販 売 数 量	販 売 金 額	卸売相手方 番 号	事 故 の 状 況
	円	号	
事 故 数 量	会 社 負 担 額		
	円		
販 売 担 当 者 名		責 任 者 印	
	印		

### 保管物品紛失届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名 印

会社の保管中において受託物品が紛失したため、事故品等の処理取扱要領に基づき、下記の事項について会社の責として処理したいので届け出ます。

記

販 売 日	品 名	等階級	出 荷 者 名	販売原票番号
月 日				
販 売 数 量	販 売 単 価	販 売 金 額	卸売相手方 番 号	紛 失 の 状 況
	円	円	号	
紛 失 数 量	訂 正 単 価	会 社 負 担 額		
	円	円		
販 売 担 当 者 名			責 任 者 印	
印				